

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について

1. 趣旨

滋賀県立むれやま荘が行う診療所の業務について、令和3年度から管理者である医師の不在により休止が継続していることを勘案し、医療法の規定に則り診療所に関する業務を廃止するため、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第9号）の一部を改正しようとするもの。

2. 改正等の概要

- 滋賀県立むれやま荘は昭和59年4月に現障害者総合支援法で定められている指定障害者支援施設として開所し、主に肢体不自由者および重度身体障害者の内、リハビリテーションを通じて社会復帰を目指す方への支援を実施している。
- 平成7年12月に利用率改善および利用者ニーズに応えるため、同施設内に診療所を開設した（主な業務：むれやま荘の利用者や外来患者の診療、診断書、医師意見書等の作成・交付、診療所管理医師としての診療所管理業務）。
- 平成28年度に管理者の医師から高齢等を理由に退任意向が示され、県および指定管理者で協議を実施するも管理者の後任が定まらず、令和3年3月末をもって退任、令和3年4月1日から診療所の管理を県直営に戻しつつ休止状態となる。同時に、指定管理者の業務として医療機能を令和3年4月から訪問診療に切り替えて継続となった。
- 診療所の再開の可能性を模索する中で、管理者確保のためにびわこ学園医療福祉センター草津、精神保健福祉センター等および訪問診療依頼先の医師に診療所の管理者を依頼するも受諾いただけなかった。
- このような中、診療所等の許可・届出等を所管する保健所より医療法第8条の2に基づき、本来休止は1年間を超えてはいけないことから、令和6年度中に再開または廃止をするよう指摘を受ける。
- これを受け、改めて管理者の依頼を実施するも受諾者が現れず、診療所を再開できる目途が立たないこと、また、診療所は指定障害者支援施設の設置要件ではないこと、および訪問診療により現利用者への医療ニーズに対応できていることを踏まえ、管理者を配置してまで診療所機能を存続させる必要はないと判断し、令和7年4月以降は廃止として整理することとした。
- 廃止にあたり、条例に定められている業務内容から削除する必要があるため、条例改正を実施する。

3. 施行日等

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の改正にあたり、診療所における手数料に関する規定を削除するため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)について必要な改正を実施する。
- この条例の改正に当たり、診療所の設置規定を削除するため、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例施行規則(昭和59年滋賀県規則第21号)について必要な改正を実施する。

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要 綱

1 改正の理由

滋賀県立むれやま荘が行う診療所の業務について、管理者が不在のため診療所の休止が継続していることを勘案し、当該業務を廃止するため、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 9 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県立むれやま荘が行う業務のうち、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所の業務を廃止することとします。（第 2 条関係）

(2) その他

ア この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 4 条第 1 項中「(第 2 条第 2 号の業務に係る利用をしようとする者を除く。)」を削る。

第 5 条第 1 項中「および診療所を利用しようとする者」を削る。

別表診療所の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 48 号中「、むれやま荘」を削る。

別表第 2 中「、むれやま荘」を削り、同表第 4 項中「およびむれやま荘」を削る。

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (業務) 第2条 むれやま荘は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。 (1) 省略 (2) <u>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所の業務</u> (3) 省略 第3条 省略 (利用の承認等) 第4条 むれやま荘の施設を利用しようとする者<u>（第2条第2号の業務に係る利用をしようとする者を除く。）</u>は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。 2 省略 (使用料) 第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者<u>および診療所を利用しようとする者</u>（以下「利用者」という。）は、別表に定める額を使用料	第1条 省略 (業務) 第2条 むれやま荘は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。 (1) 省略 (削除) (2) 省略 第3条 省略 (利用の承認等) 第4条 むれやま荘の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。 2 省略 (使用料) 第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

として納めなければならない。

2 から 5 まで 省略

第 6 条から第11条まで 省略

付則 省略

別表（第 5 条、第10条関係）

区分	金額
障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第 3 項の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の10を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 省略

2 から 5 まで 省略

第 6 条から第11条まで 省略

付則 省略

別表（第 5 条、第10条関係）

区分	金額
障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第 3 項の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額
(削除)	

注 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（付則第２項関係）

旧	新
第１条 省略 （使用料および手数料の額） 第２条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。 （１）～（４７） 省略 （４８） 保健所、近江学園、<u>むれやま荘</u>および衛生科学センターの使用料および手数料 別表第２に定める額 （４９）～（７６） 省略 ２ 省略 第３条～第９条 省略 付則 省略 別表第１ 省略 別表第２ 保健所、近江学園、<u>むれやま荘</u>および衛生科学センターの使用料および手数料 １～３ 省略 ４ 近江学園および<u>むれやま荘</u>を除き、第１項、第２項および別表第	第１条 省略 （使用料および手数料の額） 第２条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。 （１）～（４７） 省略 （４８） 保健所、近江学園および衛生科学センターの使用料および手数料 別表第２に定める額 （４９）～（７６） 省略 ２ 省略 第３条～第９条 省略 付則 省略 別表第１ 省略 別表第２ 保健所、近江学園および衛生科学センターの使用料および手数料 １～３ 省略 ４ 近江学園を除き、第１項、第２項および別表第４に定めるものの

4に定めるもののほか、特別に要した費用については、その実費を徴収する。

別表第3以下 省略

ほか、特別に要した費用については、その実費を徴収する。

別表第3以下 省略